

厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所の保育事業（以下「事業」という。）の振興と、経営安定化及び入所児童の処遇の向上を図るため、事業に要する経費に対し、社会福祉法人等に予算の範囲内において補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により市内に設置された私立の保育所をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表のとおりとする。

補助対象経費の区分	補助対象経費の説明	事業区分
特別経常費	施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金	県補助事業
用地賃借料助成費	健全な経営を図るため、当該法人の所有地以外の土地を保育所用地として借用するために必要な経費	市単独事業
建物賃借料助成費	駅型民間保育所の健全な経営を図るため、当該法人の所有者以外の建物を保育所施設として借用するために必要な経費	市単独事業
障がい児保育事業費	障がい児保育に関する加配に対する経費	市単独事業
地域育児センター機能強化費	厚木市地域育児センター事業実施要綱に定める事業の経費	市単独事業
事務職員雇上促進事業費	専任の事務職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の人件費	市単独事業
保育体制強化事業費	保育士の業務負担の軽減を図るため、保育支援者（清掃業務、遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意・片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び園外活動時の見守り等）の配置に要する費用、園外活動時の見守り等	国庫補助事業 県補助事業

	の委託費用及び登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する費用	
低年齢児保育強化事業費	無呼吸アラーム、バウンサー購入等の事故防止対策に要する経費並びに入所児童の保育強化に資する経費	市単独事業
乳児保育改善費	乳児保育を実施するに当たり、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する保育士の配置基準を超えて保育士を配置した場合に要する施設人件費	市単独事業
保育所運営支援事業費	当該年度当初における入所児童数と認可定員を比較し、当該年度当初の入所児童数が減数となる場合、その雇用保育士に要する人件費	市単独事業
日本スポーツ振興センター負担金	児童の安全確保のため、日本スポーツ振興センター負担金として補助する経費	市単独事業
衛生管理費	職員及び児童を対象に衛生管理の充実を図るために要する経費 児童衛生費（尿検査費用）	市単独事業
大規模修繕費	1 建物の老朽化や風水害等に伴う防水工事等に要する費用 2 定員変更を伴う施設内の改修に要する費用	市単独事業
施設機能強化事業費	保育環境向上等事業費	国庫補助事業 県補助事業
	小規模修繕・防犯対策事業費	市単独事業
保育エキスパート等研修代替保育士雇用	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1	県補助事業

費	日付け雇児保発0401第1号)に基づき実施する研修に参加するに当たり、保育士等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費	
賃借料支援事業費	建物賃借料に係る実勢価格と内閣府が定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等に規定する賃借料加算(以下「賃借料加算」という。)の収入額との差額分(以下、「差額賃借料」という。)に要する経費	国庫補助事業 県補助事業
保育緊急対策事業費	低年齢児受入対策緊急支援事業費	0歳児を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費
	民間保育所健康管理体制強化事業費	看護師等を配置するための経費
3歳児受入れ等連携支援事業	地域型保育事業者との連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置するために要する経費	国庫補助事業 県補助事業
地域型保育事業連携支援事業費	地域型保育事業者との連携に係る保育士の雇用経費	市単独事業
短時間保育士雇上事業費	配置基準を超える短時間勤務の保育士を雇上げする際に必要な経費	県補助事業
延長保育料减免助成費	厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年厚木市条例第15号)第3条第1号に規定する保育認定を受けた3歳以上の子ども又は同条第2号に規定する保育認定を受けた3歳未満の子どもが属する世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支	市単独事業

		援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者(以下「A階層世帯」という。)並びに現年度分(4月1日から8月31日までに行われた保育の実施については、前年度分。)の市町村民税非課税世帯(以下「B階層世帯」という。)に係る延長保育料の減免に要する経費	
子 ど も 子 て 援 業 費	延長保育事業費	「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇児発0717第10号)の別紙「延長保育事業実施要綱」に規定する「延長保育事業」に要する経費	国庫補助事業 県補助事業
	一時預かり事業費	「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇児発0717第11号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する「一時預かり事業」に要する経費	国庫補助事業 県補助事業
	一時預かり事業費(一般型)特別加算費	「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)の別紙「病児保育事業実施要綱」に規定する「病後児保育事業」に要する経費	国庫補助事業 県補助事業
	病後児保育事業費	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯並びに市町村民税非課税世帯に属する児童に係る	国庫補助事業 県補助事業
	病後児保育低所得者減免分加算		

	病児保育利用料の減免に対する加算	
実費徴収に係る補足給付事業費	A階層世帯又はB階層世帯の者が支払うべき食材料費以外の実費徴収に係る経費（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項の規定による費用に限る。）	国庫補助事業 県補助事業
新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費（延長保育）	延長保育事業を実施するに当たり、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費	国庫補助事業 県補助事業
新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費（一時預かり）	一時預かり事業を実施するに当たり、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費	国庫補助事業 県補助事業
新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費（病後児）	病後児保育事業を実施するに当たり、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費	国庫補助事業 県補助事業
AED設置促進事業費	自動体外式除細動器（AED）の購入費及びリース料その他付随して必要となる経費	市単独事業
おむつ処分費助成費	おむつを処分するための経費	県補助事業
休日保育推進事業費	休日保育の実施に要する経費（施設型給付費休日保育加算の適用を受けられない場合に限る。）	市単独事業
新型コロナウイルス感染症に係る保育所	「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める	国庫補助事業

等事業継続支援事業費	「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる環境改善事業（新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業）のうち、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費	県補助事業
感染症対策のための改修整備等事業費	「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる環境改善事業（感染症対策のための改修整備等事業）のうち、感染症対策のための改修や設備の整備等に必要な経費	国庫補助事業 県補助事業
保育士宿舎借り上げ支援事業費	「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための経費	国庫補助事業
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業費	こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業公募要領に基づく事業の実施に必要な経費	国庫補助事業

(補助額)

第4条 補助額は、別表第1に定める厚木市民間保育所運営費補助金交付基準（以下、「交付基準」という。）により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国庫補助事業及び県補助事業については、交付基準により算定して得た額を国県に交付申請し、交付決定額が減となつたときは、次の算式により算定した額を限度とする。

国県の交付決定額÷国県に行った交付申請額×交付基準により算定して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

(申請手続)

第5条 補助金の交付申請は、厚木市民間保育所運営費補助金交付申請書を、指定した期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付時期)

第6条 補助金は、概算払により交付するものとし、時期及び割合は、次の表のとおりとする。

区分	時期	割合
前期分	6月	補助金交付決定額の50パーセント
後期分	12月	補助金交付確定額の50パーセント
変更分	次条の規定による 申請の交付決定後	補助金（変更）交付決定額から既 交付額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、年度途中開所の施設については、事業完了後に実績に基づき交付する。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付決定後、規則第8条第1項に基づく市長の承認を受けようとする場合（国庫補助事業又は県補助事業の交付要綱改正により補助額に変更が生じた場合を含む。）には、厚木市民間保育所運営費補助事業変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条の規定に基づく実績報告を厚木市民間保育所運営費補助事業実績報告書により、当該補助事業完了日又は会計年度終了後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告の結果、交付決定額に余剰分が生じた場合、市長は補助金の交付を受けた者に対し、返金を求めるものとする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和57年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和56年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行し、同年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月12日に改正し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 厚木市民間保育所用地賃借料補助金交付要綱（昭和56年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月16日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、題名を改める改正規定及び「振興費」を「運営費」に改める改正規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 3 厚木市地域育児センター事業補助金交付要綱（平成10年10月13日施行）及び厚木市延長保育推進事業補助金交付要綱（平成12年2月16日施行）は、廃止する。
- 4 この要綱による保育所機能強化費のうち、基本分、利用者別基礎加算、開所時間加算及び級地格差是正加算の合計額（管外受託分を含む。）が、改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）による人件費管理費、施設人件費（保育士雇用費、調理員雇用費、事務職員雇用費）、児童数変動補正費、給食指導費、一般生活費及び乳児保育推進費の合計額を50万円以上下回る施設は、今年度に限り旧要綱の基準を適用し、交付する。

附 則

この要綱は、平成13年2月7日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年1月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月6日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年3月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 平成15年度分の建物賃借料助成費の申請に限り、第5条の規定の適用については、同条中「毎年4月末日」とあるのは、「3月19日」とする。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年2月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱に定める各様式は、平成24年2月7日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、同年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。